



テミス通信

第 18 号 / 2015年11月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



紅葉の大阪府警察本部前

美しい紅葉の季節となりました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

11月14日(土)「徘徊～ママリン87歳の夏～」というドキュメンタリー映画上映会に行ってきました。北浜のマンションに住む母娘。徘徊を繰り返す母親の日常をあたたく支える、都会の人々の親切そして距離感に、この地域の良さを追体験する2時間でした。

大阪市北区や中央区は、決して、ビジネスの街だけではないのですね。

今年最後となります「テミス通信」をお届けいたします。

お楽しみいただけると嬉しいです。

(佐井恵子)

お正月休みのお知らせ

少し早いですが、お正月休暇のお知らせです。

平成27年12月29日(火)から平成28年1月4日(月)まで
お休みをいただきます。

年内の登記をお考えの方は、12月18日(金)までにご依頼下さい。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

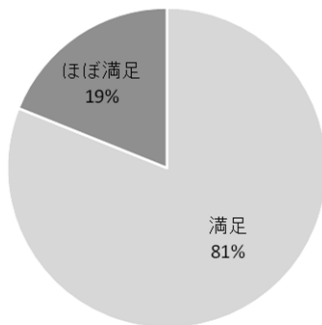
佐井司法書士事務所に依頼してどうでした？ ときどき！！アンケート 第二弾

佐井事務所に仕事を依頼いただいたお客様のニーズに、十分にお応えできているのだろうか、改善点はないか、どんなことを良しとして下さっているのだろうか。そんな思いで、平成22年より「アンケートのお願い」をしてきました。ご面倒なお願いにも関わらず、多くの返信をいただきました。紙面を借りてお礼申し上げます。

その集計結果を、テミス通信第6号(平成25年11月号)で発表してから、2年が経ちます。紙面に載せることで、業務を改善し、信頼いただける事務所に成長することが、皆さまとのお約束になりました。この辺りで第2段報告の機会を持ち、振り返り、更に精進していきたいと思えます。(佐井恵子)

Q1 仕事を依頼した後、書類の作成・受け渡しまでの期間および途中経過の報告

書類の作成・受け渡しまでの期間
および途中経過の報告



(お客様の声)

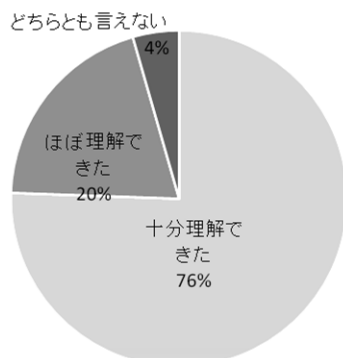
- ・いつも迅速な対応で助かっております。
- ・書類の作成等、センスが良く、きれいで、とても見やすく読みやすかった。
- ・今回、法務局で時間がかかりましたが、ご連絡をいただいておりますので、助かりました。
(→前回、「法務局に要する期間は分かりませんが、少し待ちました。」というコメントをいただき、時間がかかっているときは、経過報告をするように改善しました。)
- ・最初に大まかなスケジュールを知りたかった。

- ・依頼人の意を汲んで、当事者間のアレンジを含めて十二分の働きをしていただきました。
- ・専門知識がないので依頼したが、もっと分かりやすい説明やアドバイス、登記完了のスケジュールなどご教示いただきたいです。次回もよろしく。

(→日数のかかる仕事には、必要書類だけでなく、日程についてもご案内するようにいたします。)

Q2 登記手続きの内容説明、お客様の側でご用意いただく書類の指示

登記手続きの内容説明、お客様の側で
ご用意いただく書類の指示



(お客様の声)

- ・銀行の相続手続きを自分で済ませていたので、今回指示いただいたことで、より一層理解できました。
- ・運転免許証のコピーとの指示がありましたが、「表裏両面」と詳しく注釈してもらった方が良かった。
(→本人確認書類のコピーをお願いする場面で、画像を取り入れた案内文書をお渡すように改善しました。)

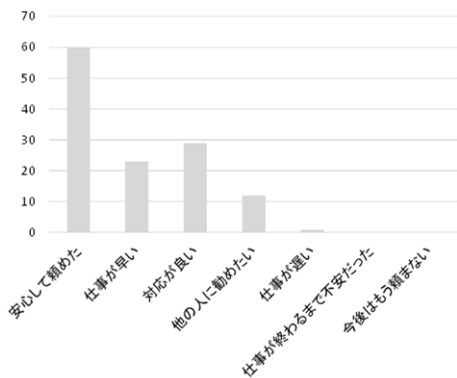
Q3 今回、当事務所に仕事を依頼してみてどのように感じましたか？

(お客様の声)

- ・事務所の皆さま方が話しやすく、相談しやすい雰囲気でした。
- ・何をどうしたらいいか指示を早くもらったので、本当に感謝しています。



当事務所に依頼した感想(複数回答)



・仕事の内容、アピールポイント、実績のペーパー下さい！
紹介します。

(→紙にしたものがあつた方が、ご紹介いただきやすいということですね。)

・弁護士の先生の紹介でしたので、安心してお任せしました。次回も、何かありましたらお世話になるかと思ひます。

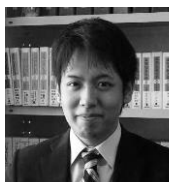
(→ご紹介があると、その信頼の上に、お仕事をさせていただけるので大変有り難いです。ご紹介いただいた方にも、喜んでいただけるよう努めます。)

Q4 ご意見・ご要望

- ・事務所にありがちなカタいイメージがなく、さわやかでフレンドリーなところを大切にご発展を！！
- ・当方の立場に立って真摯に考えていただき、感謝しております。
- ・丁寧に対応いただき、安心してお任せできました。また機会がありましたら、よろしく願いいたします。
- ・事務所の雰囲気や所員の方々の対応に品位を感じました。
- ・途中相手側から色々言われましたけど、私に不利にならないようご尽力頂いたので、私自身頑張れました。無事、登記ができて、感謝してもしたりない位です。
- ・質問に丁寧に対応してもらえました。司法書士は何処までやれるのか、もっと知りたいと思ひました。
- ・今回は、不動産の相続だけを依頼しましたが、次の相続の時には全てを依頼した方が良いのか、費用のことも含めお尋ねすれば良かったかなと思ひています。(→お茶を飲みながら、知識を仕入れる企画を考えます。)
- ・最初に費用の見積をしていただけると有り難いです。今後ともよろしく。
(→見積の可否については、こちらからお尋ねするようにいたします。)
- ・相続の場合の不動産取得税について質問しましたが、即答いただけませんでした。相続手続きの一連の流れに関する基本的なことについては即答できるよう対応いただきたい。
(→誰に聞いていただいてもお答えできるよう、所内で研修をします。貴重なご意見ありがとうございました。)
- ・個人では難しい書類手続きなので助かりました。また数十年後、別件でお願いします。(→頑張ります。)

スタッフ紹介・拡大版 ～100年後も歌い続けたい歌～

今年も残りわずかとなりました。年末といえば紅白？ 今回は来年と言わず100年先も残したい歌です。



上を向いて歩こう 坂本 九
わざわざ挙げるまでもないかと躊躇
しましたが、大好きな曲です。

ちなみに海外では、「SUKIYAKI」の名
で親しまれているようです。日本人も外国の曲を、
適当なタイトルで翻訳していたのと同じでしょうか。
お互い様ですね。(司法書士 山添健志)



さよならの向う側 山口 百恵

別れの曲ですが、なぜか未来へ
の希望の光が感じられる曲だと
思ひます。山口百恵さんの最後の曲なんですね。
リアルタイムで聴いてみたかったです。

(事務局 中村佐和子)



らいおんハート SMAP
当時、優しい曲調に乗せられた歌詞に
ジーンときました。娘にもこんな風に
思ってもらえる人に出会ってもらいた
いです。

(事務局 門垣佳代子)



キスしてほしい(トゥー・トゥー・
トゥー) THE BLUE HEARTS
生きてるっていいなあ！！と
当たり前でいて力強いメッセー
ジに震えます。(事務局 佐井陽子)

療養看護は報われるか？

相続の場面において、被相続人の療養看護を担ってきた相続人と、そうでない相続人との間で、相続する財産に軽重があると思いますか？ 家庭裁判所の判断はどうでしょうか？



大阪大学会館講堂

平成27年11月7日（土）の終日を使って、大阪大学豊中キャンパス 大阪大学会館講堂において、日本家族〈社会と法〉学会 第32回学術大会を聴講しました。その中で、「療養看護は相続の場面で報われるのか？」に絞って、皆さまに、ご紹介したいと思います。

「共同相続人」中に、「被相続人の財産の維持又は増加」について「特別の寄与」をした者がいる場合に、衡平の観点から、法定相続分を修正する制度として昭和55年民法改正によって「寄与分制度」が導入されました。当初、「家業従事」という場面を想定していたものが、最近では主に「療養看護」の場面において寄与分を認めて欲しいという主張に変わってきています。

遺産分割調停の場面で、調停委員から「子どもだから、扶養義務があります。」だとか、「介護したというだけではだめです。特別の寄与と言えますか？いくら位と評価されますか？」等という発言があるという報告に驚きました。

寄与分の審判となると、「療養看護」は、期待するほど「特別の寄与」とは評価されず、その認容率は20%を切っている状況です。つまり、「寄与分」は殆ど認められません。客観的な資料が不足しがちで、介護認定という大雑把な基準では足りなくて、被相続人が何が出来なくて、どういう介護が必要であったか、年度毎の状況と共に細かく立証していくことの難しさがあります。一方で、家庭内のことで見えにくいため、簡単に認容しにくい裁判所の立場もあるでしょう。

相続法改正の議論において、療養看護型の寄与分の導入は検討されているようですが、まだまだその行方は分かりません。

私は、沢山の議論の中から、「果たして療養看護を、本人のいなくなった『相続の場面』で議論すべきものなのか。元気なうちに、『契約の世界』で当事者同士で解決をすれば良いものではないか。」という意見に共感しました。

事が起きた後の解決は、裁判所で戦うしかないでしょうが、遺言を書いて、療養看護した人に配慮するという辺りで考えは止まっていました。もっと、司法書士として、「転ばぬ先の杖、そのための情報提供をし、家族の中で『療養看護にどう報いるのか』書面にすることで、話し合いのきっかけを作る。」そんなことを考えたいと思いながら、日の暮れる長い坂を下って帰りました。
(佐井恵子)

「会社法人番号」で不動産登記手続きが変わります

マイナンバー制度による会社や法人の「法人番号」のお話でないことを、最初にお断りしておきます。

「法人番号」は、平成28年1月1日にスタートする、国税庁が指定する13桁の数字です。

「会社法人等番号」は、会社・法人に対して、既に一つひとつ割り当てられている番号です。登記事項証明や印鑑証明書をご覧になってみてください。一枚目欄外右上あるいは、商号の上の位置に記載されている12桁の数字です。

平成27年11月2日施行の改正不動産登記令・規則により、会社・法人の行う不動産登記手続きが変わります。

従来、会社等が所有権移転登記や抵当権設定登記の申請をする時には、3か月以内の登記事項証明書のご用意をお願いしていました。これが、「会社法人等番号」を申請時に提供すれば必要なくなりました。1か月以内の登記事項証明書提出で番号提供に代えることもできますので、役員変更や目的変更など会社の登記申請中であっても、会社の登記の進捗に関わりなく、不動産の登記はできますのでご安心下さい。

印鑑証明書は、今まで通り3か月以内のものをご用意いただくことになりありません。

なお、合併や会社分割など、本店移転や組織変更については平成24年5月20日以前のもの、従来通り、閉鎖登記簿謄本で証明する必要があります。

ちなみに、マイナンバーの「法人番号」は、登記簿の「会社法人等番号」の頭に一桁加えたものとなるようです。

不動産登記手続きが便利で、より安全になります。 (佐井恵子)



ご近所探訪 ～扇町公園 北区民カーニバル編～



10月18日、佐井事務所から徒歩15分の扇町公園にて区民祭が開催されました。当日はさわやかに晴れた秋空の下、広さ7haの敷地いっぱい北市民が集まり、大変な賑わいでした。各地域で建てられたテントで囲んで作られたグラウンドの中で競技が行われ、さらにその外周に団体の出店が並んでいました。午前中は体育祭が行われていたため小学生の数が多く、クジラ型のトランポリンのスナッピーホエールの前には大行列が。隣接する

北区民センターでもダンボール迷路やペットボトルボウリングなど、たくさんの子どもが笑顔で遊んでいました。扇町界隈は長らく大阪の北の境にあたり、江戸



時代には刑場が、明治に入ってから監獄が設置されていたそうです。1895年に大阪鉄道・天満駅が開業してからは商店が立ち並んで市街化が進み、堺市に移転した監獄の跡地に扇町公園が開園しました。現在は、休日には家族連れや散歩をする人たちで賑わう、市民の憩いの場となっています。 (佐井陽子)



事務所の本棚

本棚を見ると、その人の関心のありかが分かります。

そこで、事務所で、最近購入した本を、写真で紹介します。

購入する本にも色々ありまして、目の前の仕事を行うためのものと、知識として仕入れて置かなければならない分野や、新しい情報を見つけたいと思って手に取った本、そして雑誌や資料集などです。

大阪高等裁判所一階に書店が戻ってきたので、ついで買いが増えました。

ちょっと傾向の違う「よくわかる！ストレスチェック制度の業務フローと実務」。これは、ペットボトルや古切手の協力をして下さっている、社会保険労務士香山晃子さん共著のものです。

(佐井恵子)

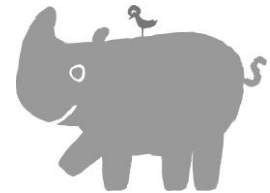


テミス通信第16号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。近藤輝生法律事務所様、澤田和也様、その他匿名希望様。ありがとうございました！ 事務所一同、大喜びです。

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・そろそろ暖房が欲しくなってきましたね。マフラー1つで、セーター1枚の温かさと教えていただきました。オシャレも兼ねて、この冬、素敵なマフラーを選びませんか。自分のために？大切な人のために？
- ・スマホをアンドロイドから iPhone に変えました。「スマホは、ゲームもしないし、仕事に必要な物。」そう思っていたのですが、Apple サポートの対応で繰り返される「お楽しみ下さい」のフレーズに、「Apple の理念が上手く伝わってくる。」と、感心しました。
- ・ちょっとした不注意で、足首付近を剥離骨折してしまいました。ようやくギブスを取り、直ぐに、ぶり返さないようにと慎重に歩いています。皆さんも、お気を付け下さいね。
- ・年末を前に、スタッフ全員揃って、本調子で業務に励めていることに感謝します。新しい年を笑顔で迎えられよう、もうひとがんばりします。
- ・2014年11月号で紹介しました、認知症徘徊の夫が起こした列車事故で、配偶者に360万円の損害賠償請求を認めた名古屋高等裁判所判決に付、来年2月に最高裁判所が弁論を開くことを決めました。責任能力のない人が起こした事故に、親族の監督義務がどこまで及ぶかの判断に注目しています。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>